

## 第 8 回会議及び行政懇談後の骨子・構成案の変更について

- ・ 協働の定義及び基本理念第 2 項及び「参加と協働の原則」「参加と協働の効果」について、渡辺委員からのメールの内容を基に変更を加えました。

### 渡辺委員のメール内容

#### 2. 定義 (6) 協働

大口町に在住する個人（町民）、事業者、団体や自治組織、在勤・在学者など住民等、町の執行機関が、共通の課題を解決するため、互いの相違を認め、尊重し合い、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、対等な立場で連携・協力することをいいます。

#### 3. 基本理念 第 2 項

大口町に在住する個人（町民）、事業者、団体や自治組織、在勤・在学者など住民等が大口町という地域社会のあり方に深い関心を持ち、積極的にその意思を表明することにより参加と協働の一翼を担うと同時に、大口町の議会（以下「議会」という。）と町の執行機関の、住民等の行動や知恵、創意工夫を活かした町づくりを行おうとする意思が、住民主権の地方自治を実現させるものと考えます。

#### 4. 参加と協働の原則

第 3 項 住民等は、・・・・・・・・・・・・公開を受ける権利が保障されます。

第 4 項 「説明の機会」、「参加の機会」、「成果に関する報告の機会」  
⇒ それぞれ誰が誰に？、といった主語（主体）が不明確

#### 5. 参加と協働の効果

③きめ細かなサービスが提供できます。 ⇒ 誰が誰に？

④説明責任を果たす ⇒ 誰が誰に？

- ・ 行政課、地域振興課との懇談の場で指摘のあった住民同士の協働については、協働の定義に追加するとともに、それに伴い必要と考えられる箇所を変更しました。
- ・ 第 8 回の会議で指摘のあった議会の責務については、「住民を代表する意思決定機関として、住民に開かれた」を加えました。
- ・ 自治組織の責務の中に「それぞれ情報を共有し共通の課題解決に取り組む。」といった内容の一行を加えるという点については、むしろこうした制度を整え、各自治組織に働きかけるのは執行機関の責務ではないかと考えます。このため、執行機関の責務の 4 項「自治組織の活動を振興するために必要な制度を整備します。」という規定の中に「自主性と自立性を尊重するとともに、その」を追加して、執行機関が自治組織の自主性と主体性を尊重し、自治組織発展のための制度を整備していくことが執行機関の責務であると位置づけました。
- ・ 以上を整理した骨子・構成案を別添のとおり作成しましたので、ご確認ください。